第

273

묵

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 2月14日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ⇔特別地方消費税の節税方法

Q:レシートに特別地方消費税として税金 が徴収されています。これは、どんな税金で すか。また節税方法はありませんか。

△ : 特別地方消費税は、以前料理飲食等消費税と呼ばれていたものです。

平成元年4月の消費税導入にともない、一 部改正されると共に、名称も改められました。

特別地方消費税は、料理店、貸席、カフェバー、飲食店、喫茶店、旅館などで遊興、飲食、宿泊などをした場合に、次の免税金額を超えるものについて3%の税金が課せられます。

この場合、税金の対象となる金額は、免税 金額を超える分だけでなく、その全額に対し て課税されます。

- ① 旅館等における1人1泊5000円の宿泊代
- ② 料理店、貸席、カフェ、バー、飲食店、 喫茶店等における1人1回7500円の遊興、 飲食等

節税方法は、次のようなことが考えられます。例えば、出張でホテルに宿泊するような場合、ホテル内での食事等はサインで済ますケースが多いと思いますが、このようにすると免税点を超えることがあります。そこで、食事代等は面倒でも、キャッシュで支払うようにします。そうすれば宿泊代が免税点を超えていない限り、税金はかかりません。

